

## 議第145号

### 滋賀県災害救助基金管理条例案

上記の議案を提出する。

平成25年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県災害救助基金管理条例

滋賀県災害救助基金管理条例（昭和23年滋賀県条例第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第22条の災害救助基金（以下「基金」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、法第23条に定めるところにより、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金は、次に掲げる方法により管理するものとする。

- (1) 基金の総額の少なくとも3分の1は、確実な金融機関への預金により保管すること。
- (2) 法第26条第3号の給与品の事前購入は、基金の総額の2分の1以内とすること。

（支出）

第4条 基金から支出することができる費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第18条の規定により支弁する費用、法第19条の規定による補償に要する費用ならびに法第20条第1項の規定による他の都道府県からの求償および同条第4項の規定による国からの求償に対する支払に要する費用
- (2) 法第27条に規定する基金の管理に要する費用（証券に関する手数料および保管料、給与品の保管料その他基金の管理に直接必要となる費用に限る。）
- (3) 法第28条の規定による市町への補助に要する費用
- (4) 法第29条の規定による市町の繰替支弁の補償に要する費用

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。